

## XX【災害のことが心配】

### 1 災害時要支援者制度

#### (1) 長浜市・・・(資料 P.98)

##### 【避難支援・見守り支えあい制度】

対象者	ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など、日常生活に手助けが必要な人や避難をする際に支援が必要な人など
内容	自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、災害時の支援を希望される人の登録を受け付けています。申請後は自治会関係者と協議の上、個別計画を作成いただきます。

#### (2) 米原市・・・(資料 P.102)

##### 【米原市避難行動要支援者名簿登録】

対象者	① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5までの者 ② 身体障害者手帳の交付を受けている障がい程度1級および2級の者、または聴覚・視覚の3級および4級の者 ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の者 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、等級が1級の者 ⑤ 旧災害時要援護者登録制度による登録をしている者 ⑥ ①から④までの要件に該当せず、災害時に自力で避難することが困難な者 (施設・病院等への長期入所・入院者を除く)
内容	災害時に避難支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平時の見守りや災害時の避難支援体制づくりに役立てます。

### 2 災害時対応ノート

滋賀県では、人工呼吸器や在宅酸素、吸引器等をご利用されており、災害時に支援が必要となる方に対して、本人、家族、関係者で相談し作成する災害時対応ノートを作成しています。(資料 P.104)

### 3 災害の備え

滋賀県では、日頃から準備すべきことや、災害に備えるポイントをまとめたチラシを作成しています。

地震・水害などの災害はいつおこるかわかりません。大規模な災害時は、電気・ガス・水道などのライフラインが途絶えたり、家屋の倒壊や家具の転倒などにより医療機器が壊れるなどの事態が予測されます。

災害時、本人や家族の方は、普段できることができなくなってしまうことがあります。災害が起きた時、落ち着いて対応するためには、日頃からの備えが大切です。

いざという時のために、ご自身で必要な物品を確認し災害に備えましょう。

(資料 P.114)